

# 金融論学者としてのケインズ

—『インドの通貨と金融』第3章「紙券通貨」論の展開—

片岡俊郎

## I

私は、先に、ケインズの時期区分を、初期（～1925年4月）、中期（～1931年9月）、後期（～1946年4月）と仮定し、1924年9月にケインズが『エコノミック・ジャーナル』誌で発表した「アルフレッド・マーシャル伝」を取り上げ、初期ケインズ理解の重要性を明らかにした。<sup>(1)</sup>

ケインズが、貨幣論展開のためには、「広い知識」と「洞察力」に加えて、年齢的若さと結び付く「着想における新鮮さ」、「説明における鋭さと強さ」に注目していたからである。

また、「貨幣論学者としてのケインズ」では、若きケインズの著作『インドの通貨と金融』（1913年）、第2章「金為替本位制度」を軸に、第1章「ルピーの現況」との関連を考慮することによって、貨幣論展開のための前記、条件を確認すると共に、次のことを明らかにした。<sup>(2)</sup>

まず、ケインズは、インドの通貨制度を直視し、インドの通貨制度が傍流であるように見えても、実は今後の主流であるとの指摘をした。

次に、ケインズは、インドの通貨制度に対する見方から、通貨制度が、対外的、あるいは対内的経済諸関係の反映であるとした。

また、ケインズは、インドの通貨制度の成立ないし発展から、通貨制度がきわめて漸進的に成立していく過程を明らかにした。

さらに、ケインズは、インドの通貨制度の型が、母国イギリスの通貨制度が金貨本位制度であるのに対して、金為替本位制度の典型であると指摘した。

『インドの通貨と金融』、第3章「紙券通貨」の分析では、ケインズは、インドの通貨制度を見るに際し、通貨や制度を見るだけでなく、通貨の流通に着目することによって、文字通りインドの金融を明らかにしていることを示した。<sup>(3)</sup>

『インドの通貨と金融』第1章が通貨、第2章が制度を問題にしていると考えれば、第3章で金融を取り上げ、書名『インドの通貨と金融』となるからである。

貨幣を考える場合、貨幣の理論、貨幣制度、貨幣政策が、また、金融を考える場合、金融の理論、金融制度、金融政策が、一般に問題とされる。したがって、金融論学者としてのケインズも、ケインズが『インドの通貨と金融』において、通貨、制度、政策の関係をいかに把握しているかを解明することによって明らかになるであろう。

- 
- (1) 「初期ケインズの貨幣観序説——「アルフレッド・マーシャル伝」を中心として——」(『福山大学経済学論集』第1巻第1号、1976年4月)。
  - (2) 「J. M. ケインズと貨幣——『インドの通貨と金融』における貨幣論学者としてのケインズ——」(『福山大学経済学論集』第4巻第1・第2合併号、1981年3月)。
  - (3) 「J. M. ケインズの紙幣——『インドの通貨と金融』研究——」(『福山大学経済学論集』第15巻第2号、1990年11月)。

## II

ケインズは『インドの通貨と金融』、第1章「ルピーの現況」で、年表を提示している。年表は、次の通りである。

1892年、インドの通貨に関するハーシェル委員会。

1893年、私的勘定での銀鑄造に対してインド造幣局を閉鎖する法律。ルピー貨あるいは紙幣が、金の提供と交換に供給されるレートを1ルピー＝1シリング4ペンスに固定する政府告示。

1898年、インドの通貨に関するファウラー委員会。ルピーの交換価値が1 シリング4 ペンスに達した。

1899年、英国のソヴリン貨を1 ルピー=1 シリング4 ペンスの法貨とする法律。

1899～1903年、インドでのソヴリン貨鑄造に対する交渉（1903年2月6日にあいまいな形で打ち切られた）。

1900年、鑄造利益による金本位準備設立。

1904年、インド宛のインド省手形を1 ルピー=1 シリング4 ペンス8分の1で無制限に売る意向に関するインド省大臣の告示。

1905年、紙幣に対する通貨準備の一部としてイングランド銀行に「イヤマークされた」金での通貨資金の設立を認可し、通貨準備の一定部分のスターリング証券への投資を認可する法律。

1906年、（英国金鑄貨と区別された）金提供に対してルピー貨発行を命じた告示の取り下げ。

1907年、金本位準備の中にルピー部門設立。

1908年、ロンドン宛1 ルピー=1 シリング3 ペンス32分の29のスターリング為替がカルカッタで売られ、金本位準備からの資金によって現金化された。

1910年、10ルピーと50ルピーの通貨紙券を一般法貨とし、英国金鑄貨と交換に紙幣発行を命ずる法律。

1913年、インドの金融と通貨に関する王立委員会。

以下、説明を加える。

1892年には、銀価の低落のためルピー貨が不安定となったため、インドの通貨制度を検討するハーシェル委員会がもたれた。

1893年には、銀の自由鑄造停止により、インドが銀本位を離脱し、1 ソヴリン=15ルピーと定めた。従来、1 ソヴリン=10ルピー4 アンナであったものを、

3分の1切り下げたことになる。しかし、1898年に至るまで実勢は伴なわなかった。

1899年には、ファウラー委員会報告が出され、金貨本位制が目指された。また英国ソヴリン貨がインドの法貨になったため、金為替本位制もスタートした。

1899～1903年は、インドが金貨の流通による金貨本位制度を求めたものの、金貨本位制は失敗に終わったことを示している。

1904年には、インド省手形が導入され、ルピー貨の上限が定まり、1906年には、英国金貨がインドで特別な位置を確立し、1908年には、逆インド省手形により、ルピー貨の下限が定まるのである。

1910年には、英国金貨と交換に紙幣発行を命ずる法律が制定され、インド金為替本位制が確立するのである。

以上、ケインズは『インドの通貨と金融』第3章「紙券通貨」までで、1899年にスタートした金為替本位制が、1910年に確立したことは示した。しかし、1910年のインド金為替本位制確立には、残された1900年、1905年、1907年の説明を必要とするのである。そのためには、第3章「紙券通貨」の分析を必要としたのである。以下、次のことが明らかになる。

1900年には、国際金本位制の中に投げ込まれたインドが、国際通貨管理政策即ち為替支持政策を必要とし、金本位準備を設立するのである。

1905年については、インドが銀本位制離脱後も、銀貨がなお流通する。ケインズは、紙幣が銀貨に比べて流通しにくい理由を、インド人の銀選好という慣習と、インドに地域圏制度<sup>(1)</sup>がもうけられ、紙幣が地域圏外では法貨と認められず、紙幣の現金化義務が紙幣を発行した発行局だけに課せられたこととする。

インドにおける紙幣の種類は、5、10、50、100、500、1000及び1万ルピーの7種であり、地域圏は7圏である。政府は、紙幣を法貨とすることに積極的に取り組み、1903年には、5ルピー紙幣がビルマ以外の地域圏で法貨となり、1909年には、ビルマでも法貨となる。1910年には、10ルピー、50ルピー、1911

年には、100ルピー紙幣が法貨となり、ルピー貨の小額紙幣から高額紙幣に及ぶ普及は、地域圏制度を事実上無効にするのである。

インドは、国際的に金本位準備を必要としたと同様に、国内的には紙幣準備金を必要としたことは、上記の説明から明らかである。しかも紙幣準備金の用途は、1898年以前は、インドでルピー銀貨で保存されるか、インド政府のルピー証券に投資されるにとどまるのである。

しかし1898年には、インド政府に紙幣準備金を金貨で保有する権限が与えられ、1900年には、この金部分をロンドンで保有する権限も与えられるのである。

さらに1905年には、インド政府は、紙幣準備金をロンドンまたはインドで保有する自由と、金貨、金地金、ルピー銀貨、銀地金で保有する完全な権限を獲得する。しかも、紙幣準備金の内、投資に向けられる部分は、インド政府のルピー証券以外にイギリス政府証券にも当てられる。ちなみに、1905年には1億ルピーがインド政府のルピー証券、2000万ルピーがイギリスの政府証券へ投資され、1911年にはインドで1億ルピー、イギリスで4000万ルピーである。

1905年に紙幣準備金運用の一部自由化がなされたことに、ケインズは注目するのである。1907年については、1899年以来、紙幣の流通は2倍以上になるが、紙幣準備金の投資部分が、わずか40%しか増加しなかった理由は、紙幣準備金が紙幣を現金化するために保有されるのではなく、不況に際し、為替を支持し、ルピーの金価値を平価に維持するために利用されたからである。したがって、政府は紙幣準備金の内の金部分を着実に増加させ、紙幣準備は、金本位準備と同質化するに至るのである。

1907年には、紙幣準備が金本位準備に統合され、金本位準備として一元化されるのである。

1910年には、10ルピーと50ルピーの通貨紙幣が一般法貨となり、インドにおける紙幣使用の普及、定着がなされる。

1900年、1905年、1907年、あわせて1910年の説明には、ケインズの次の視角

が重要である。

ケインズは、紙幣使用の普及、定着を量的側面と質的側面から説明しているからである。

量的側面は、紙幣の総流通額、純流通額、活動流通額が取り出され、繁忙期には、総流通額は減少するものの、活動流通額（紙幣の総流通額から政府国庫と管区銀行保有分を引いたもの）が増加していることに注目し、民間で紙幣が普及、定着しているとする。

質的側面では、ルピー銀貨需要の不安定性に比して、ルピー紙幣需要の安定性をあげる。

要するに、インド金為替本位制に焦点を絞れば、年表は、1893年は銀本位離脱、1899年は金為替本位制スタート、1904年はルピー貨の上限が定まり、1906年は英国金鑄貨が特別な位置を確立、1908年はルピー貨の下限が定まり、1910年はルピー紙幣が普及、定着し、金為替本位制が確立した年であることを示していることになる。

以上を踏まえて、第3章「紙券通貨」で、1900年、1905年、1907年に説明が及び、ケインズの視角、総流通額、純流通額、特に活動流通額（紙幣の総流通額から政府国庫と管区銀行保有分を引いたもの）概念が導入されることによって、即ち、通貨の流通に注目し、分析視角を明確にすることによって、インドでの紙幣使用の普及、定着が、量的増大と、銀貨に比し紙幣需要の質的安定性の、量、質両面から明らかにされたのである。

---

(1) ケインズ『インドの通貨と金融』、5～6 ページ。(The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. I, 1971).

## III

ケインズが、第3章「紙券通貨」で、節約の観点、弾力性の観点到に注目していることは、前記、「紙券通貨」の分析で述べた<sup>(1)</sup>次のようである。

ケインズの節約の観点是、インドにおける対内的な紙幣準備の節約が、対外的な為替支持政策、即ち、国際通貨管理政策を強固にしたことを明らかにしたことであると。

また、ケインズの弾力性の観点是、インドにおける貨幣需要の季節的弾力性問題の解決、即ち、紙幣使用と国内通貨管理政策が結び付くことによって、金為替本位制度下の紙幣普及が、国内的にも定着したことを示したことであると。

以上のことが踏まえられて、次のような一応の結論を得た。

第3章「紙券通貨」では、ケインズは、インドの通貨制度の国内的側面に注目し、前章までの欠を補うことになる。紙幣使用と紙幣準備金の関係から、銀本位制度下であれば、当然、銀準備を必要とするが、金為替本位制度になってもルピー銀貨を使用している以上、銀準備を必要とする。したがって、本来、必要ではない銀準備を最少にするためには、ルピー紙幣使用普及が必須の条件となる。即ち、ケインズが節約の観点をインドで説く意味である。

また、第3章「紙券通貨」で明らかになったことは、インドの通貨制度の分析から、制度と政策の関係である。即ち、金為替本位制度下、紙幣使用と国際通貨管理政策、国内通貨管理政策との関係である。しかも、ケインズは、対外的な側面より、対内的な側面を重視し、通貨政策の独立性を強調している。インド中央銀行設立も、その延長線上にあるのだが、紙幣準備の一部を貸し出しに向ける場合も、ロンドンではなく、インド国内で処理する方策を提示しているからである。即ち、ケインズの弾力性の観点が、紙幣の分析を通して説かれているのである。

さらに、本稿で展開すれば、次のようである。

1844年のイギリス銀行条例の節約と弾力性の問題が、イギリスにおいては、

小切手制度の導入、即ち、国内信用制度の確立によって切り抜けられたことをケインズが主張していることから、インドにおける節約と弾力性の問題も、インドの国内信用制度の確立によってしか解決されないと考えることもできる。

インドにおける節約の問題が、金為替本位制度採用に際し、インドが国際的な関係の中へ組み込まれ、国際的諸問題の解決から引き起こされたものであるにしても、国内的な問題である、金為替本位制度下にあっても、紙幣よりも銀貨を使用するという、インド旧来の慣習を崩壊させ、インド国内での紙幣使用による弾力性を保証したとすれば、弾力性の保証は、単にインドにおける貨幣需要の季節的弾力性問題の解決にとどまらず、インド国内の企業、産業、経済基盤育成につながることは明らかであろう。

インド政府の紙幣使用奨励は、対外的（国際的）に、金為替（金本位）準備金の確保である反面、対内的（国内的）には、国内通貨供給弾力性の確保であるからである。貨幣価値の安定が、金本位準備金の十分な確保の上になされ、貨幣需給の伸縮性は、国内通貨の供給弾力性確保を必須の条件とするからである。<sup>(2)</sup>

したがって、ケインズの節約の観点に、弾力性の観点を加味すれば、国際通貨管理政策、即ち、対外的な為替支持政策が、インドでの紙幣使用の定着を押し進めることになり、あわせて紙幣準備金のインドでの運用を問題にする場合、国内通貨管理政策が、インドの産業振興策と結び付けて論じられていると読むこともできる。ケインズが、インドでの中央銀行の不在を強調しているために、ともすれば見落されがちな観点であり、ケインズはインドでの企業基盤、産業基盤、経済基盤形成のために、国内信用制度の確立の必要性を説き、その延長線上に中央銀行設立を考えているとも理解できる。

その意味において、ケインズが対外的な側面より、対内的な側面を重視し、通貨政策の独立性を強調していると理解した、紙幣準備の一部を貸し出しに向ける場合において、ロンドンではなく、インド国内で処理する方策を提示して



いることも、上述のように理解することによって、ケインズのインド理解は厚みを増すはずである。

第3章「紙券通貨」で、1900年、金本位準備設立、1905年、紙幣準備金運用の一部自由化、1907年、金本位準備に紙幣準備も一元化される過程のケインズの強調は、国内的にルピー紙幣使用が、小額紙幣から高額紙幣に及び、普及定着していくことと結び付けて理解すれば、1910年のインド金為替本位制確立が、国際通貨である英貨を軸に、国際的な要因から説明された第2章「金為替本位制度」に、第3章「紙券通貨」での国内的な要因を付け加えることによって、1910年の説明が、重みを増していることは明らかであろう。

ケインズが、銀貨、金貨、紙幣という通貨を見、銀本位、金・銀複本位、金本位、とりわけ金本位の内、金貨本位、金地金本位、金為替本位という制度を踏まえ、通貨の流通、しかも国際的、国内的流通の観点から、通貨政策に言及する姿は、まさに金融論学者としてのケインズであるといえよう。

(1) 本稿、Iの注(3)。

(2) 深井英五(1871~1945年)は、1913年(大正2年)に、日本銀行営業局長、1918年(大正7年)、日銀理事、1928年(昭和3年)、日銀副総裁、1935年(昭和10年)、日銀総裁を勤めた。1937年(昭和12年)、日銀総裁を辞すに際し、次のような「退職の辞」を述べている。当時、金融的に発展途上国であった日本の、中央銀行総裁の言として参考になる。「私が中央銀行の職能の執行に当つて、素より例外を認めざる鉄則ではありませぬが、根本的に考へて置くべきものと思つて居りましたことは、通貨に対する信用の動揺に因つて物価の騰貴を来す事のないやうにしなければならぬと云ふことであります。物価の変動は通貨以外の原因から起ることも多いのであります。其力の強いことが多いのであります。通貨の運用により之を左右すると云ふことは出来難い場合が多いのであります。又或る時には物価は適当に騰貴する方が、経済界の為にも社会一般の為にも宜しいと云ふことがあるのであります。併しながら通貨に対する信用の動揺に因つて物価の騰貴を来すと云ふことは、必ずしも或る一つの施設をしたから直ぐ其後に来ると云ふ訳ではありませぬ、明白に其因果の関係を掴むことはむずかしいのであります。それに常に注意して居らなければ、何時かは憂ふべき事態を生ずる、斯う云ふことを考へたのであります。日本は由来通貨に対する信用の頗る厚い国であります。然るが故に今日迄色々な事が都合よく進行して参つたと思ひますけれども、通貨に対する民衆の信用が厚いからと

云つて、それに就て為すべき注意を為さなかつたならば、其厚い信用も必ず動くことがないと云ふ保証は得られないのであります。此点に就ては根本的に注意をすべきものだと考へて居ります。日本銀行が今日金本位を停止されて居りますときに於いては、印刷機械を動かさずれば幾らでも資金は造られるのであります。それを以て当面の便益を与へることが出来るからと云つて、只今申上げました根本の考なしに発行権を行使して行きますと云ふことは出来ないと考へて、其間に妥当なる調和点を発見せんことを常に苦心した訳であります。

それから私は日本銀行の取引を或る方面に限るべきものとは思つて居りませぬ。日本銀行の条例解釈の許す範囲に於ては如何なる方面と取引をしても宜しいと考へて居ります。又事実上種々の形式により種々の方面との取引が行はれて来たのであります。唯一般的に注意すべきことは、日本銀行の資金は固定しないやうに注意しなければならぬと云ふことであります。併し先きに申しました将来の為に通貨の信用に動揺のないやうに注意すると云ふことも、資金の固定しないやうにすると云ふことも、私は鉄則とは考へないのであります。事態に依つては更にそれより痛切なる事の為に、其の施設を重しとしなければならぬ事もあると考へて居るのであります。何れも鉄則の如く考へるのでありませぬが、根本的に一般にさう云ふ考慮を払はなければならぬとは思つて居る次第であります。」(深井英五『人物と思想』日本評論社、昭和14年、410～412ページ。)

なお、J. M. ケインズ (1883～1946年) は、深井英五と同時代人であり、ケインズの著作『インドの通貨と金融』は、1913年に発行されている。金融の最先進国であったイギリスの論客、ケインズと、日本の金融の理論家、深井英五を比較検討することも、意味があるような気がする。田中生夫氏は、深井の根本理念として「通貨の信用に動揺のないやうに注意すること」と「日本銀行の資金は固定しないやうに注意すること」に注目している。(田中生夫『昭和前期通貨史断章』有斐閣、1989年、117ページ。) 前者が、貨幣価値の安定であり、後者は、貨幣需給の伸縮性であり、前者には、節約の観点、後者には、弾力性の観点を結びつけて理解すれば、深井とケインズは、重なるのである。

#### IV

私は、「貨幣と経済(1) — ケインズの分析 —」<sup>(1)</sup>、「ハロッドの鑄貨論 — ハロッド『貨幣』とケインズ『インドの通貨と金融』 —」<sup>(2)</sup>を、すでに発表している。

第1の論文では、「アルフレッド・マーシャル伝」(1924年)を手懸かりに、『インドの通貨と金融』(1913年)、『貨幣論』(1930年)、『一般理論』(1936年)を取り上げ、ケインズの貨幣観の展開を、初期から中期、後期と追究して

いる。即ち、『インドの通貨と金融』を、ケインズの著作全体の中で考える視点である。その場合、『貨幣論』は、第1編「貨幣の性質」、第1章「貨幣の分類」、『一般理論』は、第17章「利子および貨幣の基本的性質」に限定してではあるが、『インドの通貨と金融』でのケインズの貨幣観を、時代的背景を考慮しながら、ケインズの内部で検証しているのである。

第2の論文では、ハロッド『貨幣』(1969年)、第1部「貨幣の形態」、第1章「鑄貨」を問題にし、『インドの通貨と金融』との関係から、ケインズ鑄貨論の卓越性を強調している。ハロッドは、「鑄貨」を、1「序説」、2「貴金属」、3「摩損(グレッシャムの法則)」、4「鑄潰し権または輸出権(「転換性」)」、5「逆の転換性(「貨幣鑄造税」)」、6「複本位制度」、7「名目鑄貨」、8「複本位の終焉」の順で考察している。本稿IIで揚げた年表のうち、1904年「インド宛のインド省手形を1ルピー=1シリング4ペンス8分の1で無制限に売る意向に関するインド省大臣の告示」が、ルピー貨の上限を、1908年「ロンドン宛1ルピー=1シリング3ペンス32分の29のスターリング為替がカルカッタで売られ、金本位準備からの資金によって現金化された」が、ルピー貨の下限を定め、1910年「10ルピーと50ルピーの通貨紙券を一般法貨とし、英国金鑄貨と交換に紙幣発行を命ずる法律」が、貨幣流通の良好な状態を示していると理解すれば、前記ハロッドの5「逆の転換性(「貨幣鑄造税」)」、4「鑄潰し権または輸出権(「転換性」)」、3「摩損(グレッシャムの法則)」が、それぞれ1904年のルピー貨の上限、1908年のルピー貨の下限、1910年の貨幣流通の良好な状態に該当していることになる。ケインズは、インドの通貨制度で、通貨、制度、政策を一体として理解する中で、通貨そのものを正確にとらえる方法を提示している。

ハロッドが、インド金為替本位制成立を1893~1900年としているのに対して、ケインズは、1899~1910年としている違いは、ケインズが、基礎理論を重視し、時代をとらえていることと、ハロッドが基礎理論駆使の不十分性故に、時代を

とらえ切れないでいることとの差なのである。即ち、ケインズの貨幣観の卓越性が、ケインズの弟子ハロッドで検証されるのである。

また、ケインズ『インドの通貨と金融』での紙幣は、政府紙幣に限定されているが、政府紙幣即ち鑄貨を前提にして、銀行貨幣が把握されるとすれば、ケインズ鑄貨論は、まさにケインズ貨幣論の基礎理論であるといえる。前記、ケインズ『貨幣論』第1編、第2章は、「銀行貨幣」であり、ハロッド『貨幣』、第2章も「銀行券と銀行預金」であることから、私が、ケインズ政府紙幣論を展開する過程で、ケインズ、ハロッドの銀行券論にも言及することになれば、ケインズ『インドの通貨と金融』の研究は、現代の金融、即ち現代の通貨、制度、政策理解へもつなげることができる。

本稿Ⅰで述べた「貨幣論学者としてのケインズ」<sup>(3)</sup>では、貨幣論学者としての条件、「洞察力」と「広い知識」を前提とした「着想における新鮮さ」「説明における鋭さと強さ」をあげ、『インドの通貨と金融』第2章「金為替本位制度」を軸に検討し、第1章「ルピーの現況」を考慮することによって、次の結論を得た。

「洞察力」、「広い知識」については、ハロッドによりながら、「制度は実際にいかに動くものかということの秘密を見抜く卓越した才能」、「入手しうるすべての情報を集めるという点で彼が徹底していること」を確認し、「着想における新鮮さ」は、通貨制度の主流であったイギリスから、傍流であるインドに目を移し、ケインズが、次代の通貨制度を読み取っていることである。

「説明における鋭さ」は、イギリスの通貨制度の考察から出発し、新たな通貨制度の萌芽ないし発展を、インド以外の国で読み取った上で、インドの通貨制度を新たな通貨制度の典型としたことである。

「説明における強さ」は、中国の通貨改革に目を向け、通貨と制度の関係を正確に把握した上で、中国の金為替本位制度への移行を、即ち、銀本位制度から金為替本位制度への移行の解決策を具体的に示していることである。

本稿で明らかになったことは、ケインズが総流通額、純流通額、活動流通額概念を駆使して、即ち貨幣の流れから、インドの経済を見ていく方策を提示していることである。しかも、ケインズは、国際経済と国内経済を見るだけでなく、地域圏制度にも言及していることから、インド国内の各地域の経済を資金の流れから把握していることになる。

貨幣理論が、金融の基礎理論であるとすれば、ケインズは基礎理論を踏まえ、具体的な現実へ接近していることになる。

ケインズは、金為替本位制度成立につれて、地域圏制度が崩壊していく様を我々に示すのであるが、世界の中に一国を位置づけるだけでは、一国の経済が正確に把握されたとはいえない。むしろ、各地域の地域内、地域間の資金の流れに目を向けなければ、一国の経済は具体的にとらえきれないからである。

私が、ケインズの紙券通貨分析を、インドの企業基盤、産業基盤、経済基盤形成と結びつけたのも、以上の考えに基づいている。世界の資金の流れ、国内の資金の流れ、地域の資金の流れと、資金の流れを軸に、ひたすら経済を見て行こうとするケインズの姿勢が、ケインズの『インドの通貨と金融』を現実の検証に耐える書物であることを示している。

日本の代表的な金融理論家、鈴木淑夫氏は、『金融用語辞典』第3版を編集するに際し、次のような「はしがき」を書いている。

「吉野俊彦氏の編集により、この辞典の第2版が出されたのは1980年代の初めであり、それから既に10年を経過した。この10年間に日本は世界最大の資産超過国となり、物価安定を背景とする成長持続と円高により、名目GNPの規模は米国の6割、世界の14%に達している。金融の分野でも、金利自由化を初めとする各種の規制緩和、金融取引の証券化・エレクトロニック化・グローバル化、さらにそれらの動きと因となり果となって進む金融革新が、驚くほどのスピードで進行している。

今回の改訂は、以上のような金融大変革の現実を踏まえ、まったく新しい辞

典を編集する形で行われた。すなわち採用項目は、第2版の項目にはいっさいとられず、今日の新しい金融用語の中から直接選んだので、1400の採用項目のうち、第2版（1170項目）の項目と共通するのは340項目にすぎない。採用に当たっては、金融の自由化、国際化、革新、これに伴う新しい金融業務、これらの環境の下での金融機関のリスク管理、さらには今日の金融理論や金融政策にも十分な注意を払った。」

鈴木淑夫氏が指摘しているように、10年前の金融用語が、約3分の1しか残らない現状では、新たな金融論の展開は、金融の原点に戻り、具体的に現実を把握した上で、既存の金融制度、金融政策を見直す中からしかありえない。その意味において、ケインズの『インドの通貨と金融』における考え方は、我々に金融の原点を示してくれるものである。金融の最先進国の一つになった日本において、新たな金融論は、日本の現実に根差した制度、政策を創意工夫によって生み出すことによってしか展開できない時期に来ているのではないかと思う。

- 
- (1) 内橋吉朗編『金融の理論と実際』春秋社、1984年10月。
  - (2) 『福山大学経済学論集』第9巻第1・第2合併号、1985年3月。
  - (3) 本稿、Iの注(2)。
  - (4) 鈴木淑夫編『金融用語辞典（第3版）』東洋経済新報社、1991年6月。